

船橋市監査委員告示第 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項に基づく、船橋市職員措置請求について監査を実施したので、同条第 4 項の規定により、その結果に関する通知を公表する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

船橋市監査委員	高	地	章	記
同	増	田	尚	功
同	斎	藤		忠
同	中	村	静	雄

第 1 請求人

住所・氏名 省略

第 2 監査の結果

平成 2 3 年 8 月 2 4 日付けで収受しました法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求については、請求内容及び事実証明書を法律上の要件に照らして審査したところ、下記の理由により住民監査請求の要件を具備していないものと判断しましたので、却下します。

記

法第 2 4 2 条に定める住民監査請求は、監査の対象となる普通地方公共団体の執行機関等の個別具体的に特定された財務会計上の違法若しくは不当又はそれらを怠る行為（以下「当該行為」という。）について、請求書によりその違法性又は不当性を他の事項から区別したうえで具体的な理由を主張し、これらを証する書面（以下「事実証明書」という。）を添えて監査委員に対し必要な措置を講じるよう求めることができます。

本件請求においては、請求人は「船橋市から A 町会へ交付された平成 1 2 年度から平成 2 1 年度までの町会自治会等交付金（以下「当該交付金」という。）は、明らかに水増し請求され支出されたものであるので、水増し請求額の合計 w 円を返還させること」を主張し、その水増し請求額の算定については、実際の町会加入世帯数を「平成 2 1 年度の町会費収入 1,663,600 円 / 1 か月の世帯当たりの町会費 300 円 / 12 カ月 = 463 世帯」とし、船橋市へ申請した町会加入世帯数を「平成 2 1 年度の船橋市からの当該交付金 x 円 / 世帯当たりの当該交付金 370 円 = y 世帯」として、水増し請求額を「町会加入世帯数の差 z 世帯 × 世帯当たりの当該交付金 370 円 × 10 年間 = w 円」

としています。

しかしながら、請求人から提出された事実証明書では、水増し請求額の算定の根拠となる「1 か月の世帯当たりの町会費 300 円」の根拠がどこにもなく、また、「実際の町会加入世帯数 463 世帯」についても、具体的な世帯数を示す証拠の提示がなく、その根拠を「平成 21 年度の町会費収入 1,663,600 円 / 1 か月の世帯当たりの町会費 300 円 / 12 カ月 = 463 世帯」としていますが、これを単純に計算しても「463 世帯」とはならず、請求人の主張は著しく客観性を欠いていると言わざるを得ません。

これに加え、請求人の主張する水増し請求額の合計 w 円は、請求人の言うところの平成 21 年度水増し請求額を基に、請求人が町会へ入会した平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 年を漠然と乗じたものであり、一応当該行為に対する監査の対象を特定はしているものの、各年度における水増し額の具体的な証拠を全く提示しておらず、本件請求は請求人の主観的な思料によるものと判断せざるを得ません。

また、同条第 2 項では、これらの請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、「正当な理由」がない限りこれを行うことができないとされています。

この「正当な理由」とは当該行為が極めて秘密裡に行われたため、1 年を経過した後はじめて明るみになった場合、あるいは天災、地変等で交通機関が途絶して請求期間を経過した場合を指すものとされ、「正当な理由」の有無については、住民が相当の注意力をもって調査をつくしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかったかどうか、また、当該行為を監査請求をするに足りる程度に知ることができたと解される時から、「相当な期間内」に監査請求をしたかどうかで判断すべきものであるとされています。

請求人は「…公金支出は、本監査請求より 1 年以上前に行われたものも含まれているが、いずれも市民が客観的に知り得なかったものであり…、」として、当該交付金の支出があった日から 1 年間の請求期間が経過したことについて「正当な理由」があると主張していますが、具体的に「何によって」市民が客観的に知り得なかったかは述べられていません。しかし、当該交付金の支出は、市の予算に基づき行われたものであり、極めて秘密裏に行われたなど特別な事情があったとは認められません。

また、提出された事実証明書（甲第 3 号証）によれば、請求人は、平成 23 年 3 月 25 日付の資料を基に当該交付金の水増し請求額の算定を行っており、遅くともこの時点で、監査請求をするに足りる程度には当該行為の存在及び内容を知り得ることができたと考えられます。

仮に請求人が主張するとおり、本件請求が当該交付金の支出があった日から 1 年以上が経過していることに「正当な理由」があったにしても、過去の判例などに照らしてみれば、平成 23 年 3 月 25 日から約 5 ヶ月を経過してなされた本件請求が、「相当な期間内」に行われたかについても、疑義があるものと判断せざるを得ません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条の要件を具備していないものと判断し

ます。

以下、住民監査請求に係る請求文

船橋市職員措置請求書

船橋市長（自治振興課担当者）に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

- (1) 船橋市は、町会自治会等交付金として1世帯あたり370円/年を交付している。
- (2) この度、平成23年(ワ)第***号不当利得返還等請求事件の裁判上で発覚したことであるが、A町会(会長B氏)は少なくとも10年間にわたってz世帯分の町会自治会等交付金の水増し請求をしている。(甲第3号証)
- (3) A町会の実質的な会員世帯数は以下の通りである。
- ア. 旧来からの会員数 24 班であり、都合 163 世帯(甲第1号証)
 - イ. 共同住宅Cの居住者 117 世帯
 - ウ. 共同住宅Dの居住者 137 世帯
 - エ. 共同住宅Eの居住者 46 世帯
- 上記をすべて合計すると、463 世帯である。
- (4) 上記(3)の裏づけとして、A町会平成21年度収支決算報告書(甲第2号証)内の町会費収入が、1,663,600 円となっており、この金額からも実際の町会会員世帯数は、463 世帯と言える。
- (1,663,600 円 ÷ 300 円 ÷ 12 ヶ月 = 463 世帯)
- (5) にもかかわらず、A町会は船橋市から町会自治会等交付金としてx円を受け取っており(甲第2号証) これはy世帯分の交付を受け取っている事になる。(x円 ÷ 370 円 = y 世帯)
- (6) よって、A町会は、z世帯分の水増し請求をしているといわざるを得ない。
- (y 世帯 - 463 世帯 = z 世帯)
- (7) 上記に証拠と共に具体的に挙げた水増し請求は平成21年度分のみであるが、私の知る限りではこのような水増し請求は2000年の私が町会に入会した年より継続して行なわれていた。
- なので、2000年から行なわれてきた水増し請求は、
- z 世帯 × 370 円 × 10 年間 = w 円にも上る。
- (8) 上記公金を支出した船橋市長及び支出手続担当者は、上記違法不当な公金支出により船橋市が被った損害を賠償する責任がある。
- なお、上記公金支出は、本監査請求より1年以上前に行われたものも含まれているが、いずれも市民が客観的に知り得なかったものであり、本請求が上記各行為後1年を経過してなされたことには正当な理由がある。
- また、上記のとおり明らかに違法不当に支出された公金の返還を求めないこと

は、違法不当に財産の管理を怠るものであり、上記公金を支出した市長及び支出
手続担当者は財産管理を怠ったことによって船橋市が被った損害を賠償する責
任がある。

よって、監査委員は、船橋市長に対し、下記のとおり勧告するよう求める。

記

船橋市長は、A町会から、町会自治会等交付金の水増し請求額合計w円を船橋市に
対し返還させ、または、返還させることを怠ることを改めること。

上記のとおり、これらの事実を証する書面を添付の上、必要な措置を請求する。

2．請求者

住所 省略

職業 省略

氏名 省略

地方自治法第242条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請
求します。

2011年8月24日

船橋市監査委員 宛

以上

事実証明書 添付省略

甲第1号証 A町会 班長名簿

甲第2号証 A町会 平成21年度 収支決算報告書

甲第3号証 平成23年(ワ)第***号不当利得返還等請求事件の資料